はじめに

まずは、私どもJTに、このような場で発言させていただく機会を与えていただき、心より感謝 申し上げます。

さて、本検討会のテーマであります「実効性のある受動喫煙防止対策」のご説明の前に、私ども JT の本件に関する基本的スタンスをご説明させていただきます。

受動喫煙につきましては、気密性が高く換気が不十分な場所において、眼や鼻、喉の刺激や不快感などの症状が発生するという急性の影響がございます。例えば喘息発作の誘因となるような、子供の受動喫煙による呼吸器系疾患や症状の悪化という慢性の影響なども、多くの疫学研究により報告されています。

一方、受動喫煙と、肺がんや虚血性心疾患などの発生との関連性は、大部分の疫学研究において、 統計的に有意な結果は示されておらず、科学的に説得力のある証明がなされていないものと私ど も JT は考えております。

私どもの受動喫煙に関する認識につきましては資料の3ページから11ページに記載させていただいておりますので、後ほどご確認いただければと存じます。

しかしながら、たばこを吸われない方々にとって、受動喫煙はしばしば迷惑となりうると考えております。私どもはこの問題を解決し、たばこを吸われる方、吸われない方の協調ある共存社会の実現を目指して、

- ・喫煙マナー向上並びに分煙推進のための啓発活動
- ・モデルルームとなる快適な分煙環境の整備
- ・ビルオーナーや施設管理者を対象とした分煙コンサルティング
- ・各施設の喫煙環境を掲示し、事前に利用者にお知らせする店頭表示活動

などの活動を積極的に実施しております。

具体的な取組みにつきましては、資料の12ページから22ページに記載させていただいております。

実効性のある受動喫煙防止対策の提案

では、「実効性のある受動喫煙防止対策」について、私ども JT の意見を述べさせていただきます。

私どもは、たばこの煙を不快と感じる方々が、自らの意に反してたばこの煙に曝されることは防止すべきだと考えます。

本検討会でも業種・業態ごとに屋内施設を区分され、検討されていると認識していますが、その

中には官公庁・医療機関など、利用者が自分の意志で選ぶことが困難な極めて公共性の高い施設から、飲食店・宿泊施設など、利用者が多数の同業施設から容易に選ぶことが可能な施設まで含まれています。

受動喫煙防止対策の実効性を高めるためにも、私ども JT は施設の状況に応じた柔軟な対応が必要であると考えます。

そこで、実効性のある受動喫煙防止対策として、私どもの活動に基づく知見からご提案を述べさ せていただきます。

1点目は「健康増進法の周知・啓発」についてです。

先般、兵庫県で実施された県民モニターを対象とした県民アンケートでも、約 4 割の県民の皆様が健康増進法の内容を「知らなかった」と回答されています。また、神奈川県での事業者の方を対象とした調査によると、健康増進法の認知率と対策の有無は比例している関係にございました。また、私どもの分煙コンサルティング活動を通じて、初めて健康増進法の存在、内容を理解いただいた施設管理者の方も多数いらっしゃいます。私どもは、健康増進法の認知率を向上させることが、受動喫煙防止対策の取組みを格段に向上させるものと考えており、より一層の周知啓発活動が有効と考えております。なお、兵庫県の県民モニター、神奈川県の事業者調査につきましては資料の23ページから25ページに記載をしています。

2点目は「公共性が極めて高く代替性の低い施設」についてです。

本検討会での施設区分では官公庁や医療機関、幼小中高の教育機関が該当すると思われますが、これらの施設には利用者が意に反してたばこの煙に曝されないよう、施設内は原則禁煙という選択肢もございます。ただし、一部の官公庁施設など、広く県民の方が利用される施設につきましては、県民サービスの観点からも、たばこを吸われる方にもご配慮いただき、適切な喫煙スペースの設置をお願いいたします。

3点目は「飲食店や宿泊施設等の民間のサービス業」についてです。

飲食店や宿泊施設などは、利用者が多数の同業施設から、提供される商品・サービスを基準に施設を選ぶことができます。喫煙環境も同様に、利用者が施設を選択される一つの基準と考えます。 喫煙場所規制が導入された国では、飲食店の売上減少、それに伴う従業員の解雇、さらに屋外喫煙場所確保のための設備投資競争と競争に敗れた小規模施設の廃業、さらには酒類の売上減少など規制導入に伴う様々な影響を伝える多数の報道がございます。具体的な報道内容等につきましては、資料の26ページから33ページでご確認ください。

また、資料の34ページに記載しています神奈川県の施設調査でも、受動喫煙防止対策を既に済ませた飲食店などでは、売上が減少した施設が増加した施設を大幅に上回っています。さらに対策の予定が無いなどと回答した施設は、スペースや費用が無いこと、売上減少の懸念を理由としてあげられている状況でございます。

このような状況から、私どもJTは、飲食店や宿泊施設等については、喫煙環境の「店頭表示」 を推奨、徹底するようご提案いたします。 店頭表示につきましては、神奈川県でもご提案をさせていただきましたが、分煙・禁煙のみの表示ではなく、時間帯分煙、席分煙、全席喫煙可能、といった各施設の喫煙環境の実態にあった表示とすることが、意に反してたばこの煙に曝されことを防ぐ、より有効な手段と思われますので、是非積極的にご検討をお願いいたします。

JT の協力

以上、実効性のある受動喫煙防止対策につきまして、3点ほどご提案をさせていただきました。 私どもJTは、飲食店等での喫煙環境の「店頭表示」や分煙コンサルティングにつきましては、 これまでどおり積極的に推進し、ご要望がございましたら、県にもご協力をさせていただきたい と考えております。

また、これら3点以外にも、兵庫県受動喫煙防止対策指針の対策目標に記述されております、「敷地内禁煙」、「完全分煙」の考え方につきまして、実現性や合理性の観点からご提案がございますが、本日はお時間もございますのでご説明は省略させていただきます。お配りした資料には本件に関するご説明も記載させていただいていますので、後ほどご確認いただければと存じます。なお、本対策の検討段階におきまして、皆様の検討に資すると考える私どもJTの知見や情報は、事務局を通じて委員の皆様には随時ご提供させていただきます。

最後に

現在検討されています「受動喫煙防止対策」につきましては、県民の皆様のご意見はもちろん、対策により売上への影響等が懸念される民間企業の皆様の意見にも傾聴いただき、第 1 回検討会でも議論されたとおり、影響の大きさをご考慮のうえ、今後も引き続き慎重に議論を重ねていただきたく存じます。

実効性は、実現性と効果のバランスが重要と考えています。健康増進法等の県民の皆様への一層の周知、飲食店等での喫煙環境の掲示の徹底等、早期に実施可能と思われる対策も多数あり、これらを確実に実行するだけでも、現実的に受動喫煙を相当程度防げるものと確信しております。

以上、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

(了)